

## 行政委託型公益法人等改革の実施計画各府省案（補助金等関係）に対する事務局コメント

### 1. これまでの取組み

行政委託型公益法人等に対する国の関与の在り方については、「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定、以下「大綱」）に基づき、官民の役割分担の徹底、規制改革の推進、財政負担の縮減・合理化、行政の説明責任の確保と透明性の向上という観点から、行政改革推進事務局（以下「事務局」）においてその見直しに取り組んできているところであり、去る 7 月 23 日には、個別・具体的な事務・事業の検討を行うに当たっての基本的な方針である「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」（以下、「具体化方針」）を行政改革推進本部に報告、了承された。

この「具体化方針」に基づき、各府省において個別具体の事務・事業等の見直しを行い、9 月初旬までに実施計画各府省案が事務局に提出された。その概要については、9 月 20 日に公表したところであり、現在、事務局においてヒアリング等を通じ精査・検討を行っているところである。

### 2. 実施計画各府省案に対する事務局コメント

7 月 23 日の行政改革推進本部において総理から「予算に関連する事項については平成 14 年度予算に積極的に反映させるよう取り組んでいくこと」との指示があったことを踏まえ、いわゆる「第三者分配型」、「補助金依存型」、「役員報酬」については、平成 14 年度予

算編成過程に併せて検討を進めることができるよう、14 年度予算案決定に先立ち、中間的なとりまとめを行うこととしている。それに向け、今回、各府省から提出された実施計画案の内容・考え方及びそれに対する事務局としての見解（「事務局コメント」）を公表するものである。

#### (1) 個別コメントの基本的考え方

事務局コメントを付すに当たっては、交付された補助金等の 50% 以上を他の者に分配している補助金等や、年間収入の 3 分の 2 以上を補助金等に依存している法人について、必要性のない補助金等は廃止し、必要な場合でもより効率的な実施に向けて措置を講ずること等により、このような分配・依存の状況を極力脱却する方向で検討を進めること、役員報酬に対する助成は廃止することを基本としている。また、改革のための措置はできるだけ前倒しで実施すべきとしている。

#### (2) 共通する留意点

今回の事務局コメントは個別の補助金等に注目しているが、実施計画案全体に共通する留意点として、事務・事業の整理、合理化や類似業務実施機関への統合・移管等について、更に検討を進めていく必要があるものもあると考えている。

なお、本コメントの中には、国からの直接交付への移行など公益法人に委託等を行っている事務・事業の国への移管・直轄化に言及した部分があるが、これを実際に具体化する場合には、国の既存の類似事務・事業との統合・一括化を図るとともに、行政組織の肥大化につながらないように、既存体制の合理的再編成により対応すること等に留意する必要がある。

### 3. 今後のスケジュール

今後、この事務局コメントに基づき、さらに検討を進めていき、14年度予算案決定に先立ち、「第三者分配型」、「補助金依存型」、「役員報酬」についての中間的な取りまとめを行うこととしている。

このようなプロセスをも含め、関係者等による様々な検討・調整を経た上で、年度内には全体の実施計画を政府として決定することとしており、こうした検討過程において、各府省と事務局の議論に対する各方面からの様々なご意見を踏まえ、事務局としてはより効果的な改革を達成できるよう取り組んでまいりたい。